

大網白里市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

平成28年8月5日

大網白里市監査委員 大島 有紀子

大網白里市監査委員 花澤 房義

総 第 1 2 8 3 号

平成 2 8 年 8 月 5 日

大網白里市監査委員 大 島 有紀子 様
同 花 澤 房 義 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 2 8 年 3 月 9 日付け監第 4 2 5 号で報告のあった財政援助団体等
監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知します。

1 報告書番号 平成28年3月9日付け監第425号

2 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>遠距離通学児童送迎バス運営委員会 （所管課：教育委員会管理課）</p> <p>・補助対象事業の会計処理に関する基準等の整備について</p> <p>当運営委員会は、市補助金とバス利用者（保護者）からの使用料等を財源とし、事業運営を行っているものである。</p> <p>平成26年度のバス利用希望者は、当初見込んでいた人数よりも多かったが、料金設定の見直しをすることなく当初単価のまま保護者から徴収し続けたため、年度末に剰余金が発生することが予測され、運営委員会にて剰余金の取扱いについて協議した結果、バス利用者（保護者）へバス使用料の一部を返金するとの結論に至り、平成27年2月に保護者へ返金していたことが見受けられた。</p> <p>市の補助金はいくまで概算で交付したものであり、市へ返金する選択肢もあって然るべきであるため、今後は、補助金の交付についてその公益性等を考慮して、補助対象経費に対する割合を以って決定するとか、剰余金が発生した場合における返金手続きの基準を定めるなど、送迎バス運営に関わるルール等の整備を図られたい。</p>	<p>当該補助金の取り扱いが不明瞭であったため、大網白里市遠距離通学児童送迎バス運営事業補助金交付要綱を定め、補助金の対象となる経費や補助額等について明文化しました。</p> <p>なお、補助金の額については、過去の経緯等を踏まえ、運営委員会の円滑な運営に資するべく、現行の年額150万円を基本に、これを定額としました。</p> <p>また、これにより、剰余金が発生した場合の手続き等についても、適正に処理するよう指導していきます。</p>